

卒業の認定に関する方針

【卒業認定に関する基本方針】

下記教育目標について卒業までに身につけることを重視し、卒業要件を満たした者に、卒業を認める。

(教育目標)

1. 看護の対象である人間を身体的・精神的・社会的・スピリチュアルに統合された生活者として理解できる。
2. 自己洞察ができ他者との人間関係を築くためのコミュニケーションがとれる。
3. 他者の気持ちを尊重し、倫理に基づいた看護実践ができる。
4. 対象の状況を的確に判断し、対象に合った看護を科学的根拠に基づいて実践できる。
5. 看護の役割、多職種の役割を理解し、保健医療福祉チームの一員として、多職種と連携・協働し、看護を実践できる。
6. 専門職業人として主体的に学び、自己の看護を省察し看護の質の向上にむけ学び続けることができる。
7. 専門職業人として多様な場で生活している人々に対して看護実践できる。

【卒業認定について】

下記卒業要件を満たした者について、卒業を認定する。
なお卒業の認定は職員会議の義を経て、学校長が認定する。

(卒業要件)

- ・3年以上在学すること。
- ・本校で定めるすべての授業科目を履修し、所定の単位（103単位）を修得していること。
- ・本校で定める出席すべき日数（※1）の3分の2以上出席すること。

（※1）出席すべき日数とは以下の時間を足した総時間数である。

①授業科目総時間数 3043 時間

②オリエンテーションや課外活動、修学上の指導など、学校が出席することを義務付けた時間